

令和 6 年度介護保険事業者説明会（集団指導）
福祉用具貸与・特定福祉用具販売

群馬県監査指導課 監査指導第二係

研修のテーマ

I 運営指導の重点

II 事例編

I 運営指導の重点

重点事項

1 人員基準を満たしているか。

特に、人員基準欠如となった場合、適切な対応をとっているか。

2 福祉用具サービス計画の作成に当たって、一連のプロセスを適切に踏んでいるか。

また、当該福祉用具サービス計画に基づき、具体的なサービスの記録が作成されているか。

※福祉用具サービス計画とは、「(介護予防)福祉用具貸与計画」、「特定(介護予防)福祉用具販売計画」を総称したものです。

3 福祉用具の請求が適切に行われているか。

①基本報酬の基本原則を踏まえているか。

②加算を算定する場合、加算要件に該当しているか。

※加算を証明するサービス提供記録がなければ請求できないことに留意する。

Ⅱ 事例編

人員基準に関わる事例

勤務体制の確保等

(貸与:赤本p.400 基準条例第88号第263条で準用する第108条第1項)

(販売:赤本p.427 基準条例第88号第276条で準用する第108条第1項)

- 指定福祉用具貸与(販売)事業者は、指定福祉用具貸与(販売)事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかねばなりません。

【誤りの事例】

勤務表の未作成や勤務表を4週で作成しているなど不適切な事例がありました。

【留意点】

勤務表は、以下の点に留意して作成する必要があります。

- ① 月ごと(月初～月末まで)の勤務表を作成する。
- ② 福祉用具専門相談員の日々の勤務時間を明確にする。
- ③ 常勤、非常勤を区別する。
- ④ 管理者との兼務関係を明確にする。

福祉用具専門相談員の人員基準不足

貸与: (赤本p.389-390) (基準条例第88号第250条)

販売: (赤本p.417-418) (基準条例第88号第267条)

- 福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で**2以上**でなければなりません。

【誤りの事例】

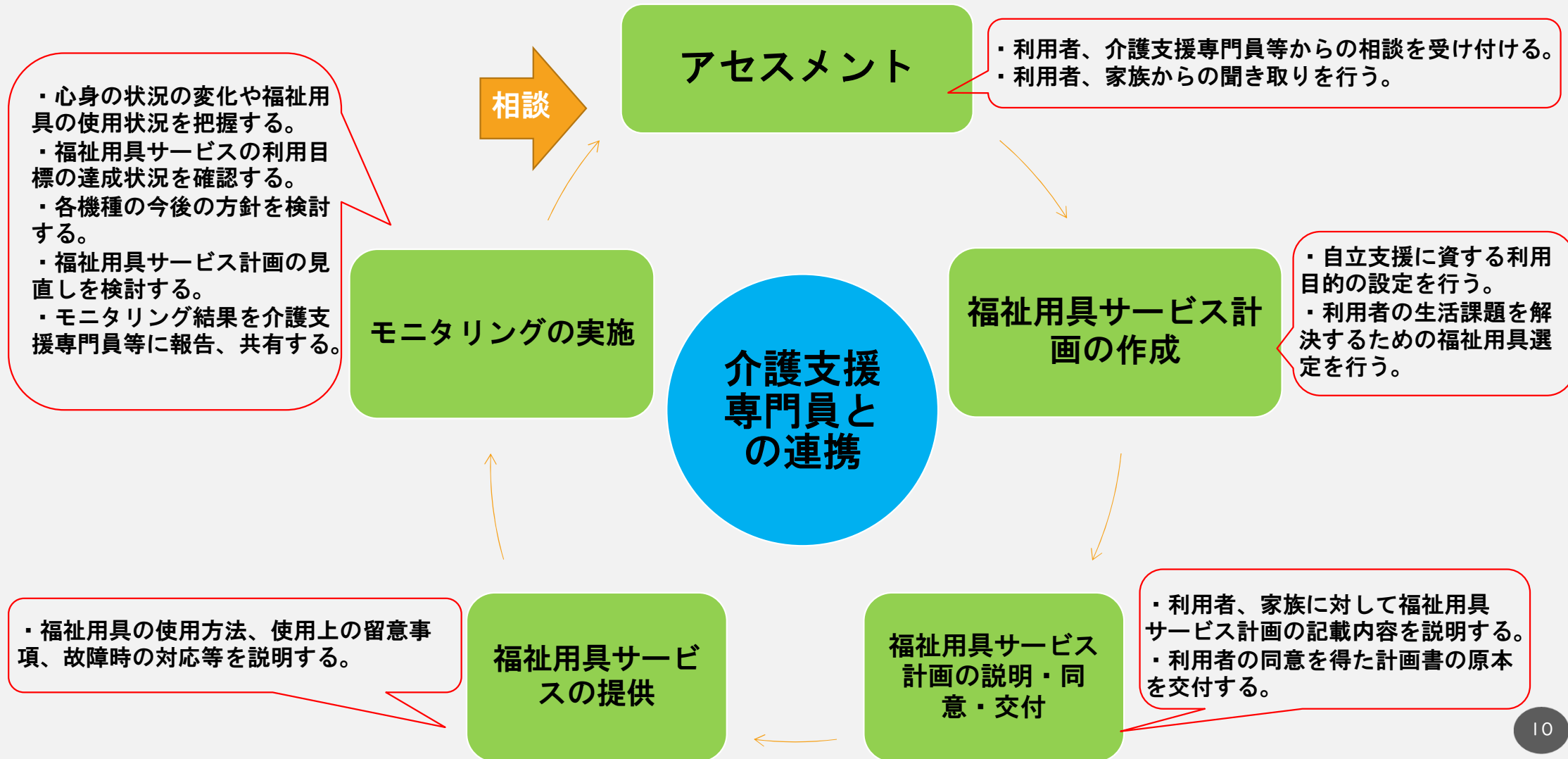
1人体制で運営し、人員基準を満たしていない事例がありました。人員基準欠如となった場合、**保健福祉事務所**又は**介護高齢課**に相談してください。相談せずに長期間人員基準不足となった場合や指導に従わなかった場合は、**報酬返還となる可能性があります**ので、御留意ください。

【留意点】

同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売を運営している場合でも、**一体的に運営**されていれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2以上をもって足りるものとなります。

福祉用具サービス計画作成プロセスに係る事例

福祉用具サービス計画に係る一連のプロセス



福祉用具サービス計画の未作成等 Ⅰ / 3

貸与: (赤本p.398) (基準条例第88号第256条)

販売: (赤本p.424-425) (基準条例第88号第274条)

- 福祉具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、指定(特定)福祉用具(販売)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。また、当該計画を利用者に交付しなければなりません。
- 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて当該計画の変更を行わなければなりません。

福祉用具サービス計画の未作成等 2/3

貸与: (赤本p.398) (基準条例第88号第256条)

販売: (赤本p.424-425) (基準条例第88号第274条)

【誤りの事例】

- ① 福祉用具サービス計画を作成していない。
- ② 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の利用がある場合に、計画を一体のものとして作成していない。
- ③ 居宅サービス計画の内容に沿って福祉用具サービス計画を作成していない。
- ④ 作成した(特定)福祉用具貸与(販売)計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明しておらず、利用者の同意を得ていない。交付もしていない。
- ⑤ 作成した福祉用具貸与計画を介護支援専門員に交付していない。
- ⑥ 実施状況の把握(モニタリング)を行っていない。
- ⑦ サービス内容に変更(用具の追加、削除、変更等)が生じた場合に、計画を変更していない。

福祉用具サービス計画の未作成等 3 / 3

貸与: (赤本p.398) (基準条例第88号第256条)
販売: (赤本p.424-425) (基準条例第88号第274条)

【留意点】

指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売の利用がある場合には、計画は一体のものとして作成しなければなりません。

福祉用具サービス計画については、利用者だけでなく、当該利用者に係る**介護支援専門員に交付しなければなりません。**

また、介護支援専門員に交付したことがわかるように記録を残してください。

福祉用具サービス計画が確認できない場合、報酬返還となる場合があります。

居宅介護支援事業者等との連携

貸与：(赤本p.393) (基準条例第88号第265条で準用する第15条第1項)

販売：(赤本p.421) (基準条例第88号第276条で準用する第15条第1項)

- 指定(特定)福祉用具貸与(販売)事業者は、指定(特定)福祉用具貸与(販売)を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

【誤りの事例】

しかしながら、**居宅サービス計画、福祉用具サービス計画、実際に提供するサービスの内容が一致していない事例がありました。**

【留意点】

居宅サービス計画と異なるサービスの提供(種目・品目の追加等)を行う場合や、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者に連絡その他必要な援助を行う必要があります。

サービスの提供の記録

貸与：(赤本p.394-395) (基準条例第88号第265条で準用する第20条第1項)

販売：(赤本p.422) (基準条例第88号第270条)

- 指定(特定)福祉用具貸与(販売)事業者は、指定(特定)福祉用具貸与(販売)を提供した際には、貸与(販売)の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。

【誤りの事例】

しかしながら、提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例がありました。

【留意点】

サービス提供の記録は、介護報酬の請求の根拠となるため、適切に記録するとともに、その記録は5年間保存する必要があります。

指定（特定）福祉用具（販売）の具体的取扱方針

貸与：（赤本p.394-395）（基準条例第88号第265条で準用する第20条第1項）

販売：（赤本p.422）（基準条例第88号第270条）

- 居宅サービス計画に指定（特定）福祉用具貸与（販売）が位置づけられる場合、介護支援専門員が、当該計画に指定（特定）福祉用具貸与（販売）が必要な理由を記載する必要があるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供等を行う必要があります。
- サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、その記録を残してください。

介護報酬の算定に関わる事例

福祉用具の不適切な使用による請求

貸与：(赤本p.389) (基準条例第88号第249条)

- 福祉用具は居宅において使用しなければなりません。

【誤りの事例】

- ① 居宅へ戻ることなく、短期入所生活介護を長期間利用している利用者に対して、車いすやベッド等の福祉用具を貸与していた。
 - ② デイサービスセンターに、貸与を受けた入浴補助用具を放置し、デイサービスセンターの入浴だけに使用していた。
- ①、②ともに、指定福祉用具貸与事業者は、使用状況を確認せず、介護報酬を請求していました。

【留意点】

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与後、定期的に利用者宅を訪問し、用具の点検・使用状況を確認する必要があります。

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 Ⅰ/Ⅴ

貸与：(青本p.548-550、553-558) (厚生省告示別表ⅠⅠ注4、老企第36号第2の9(2))

要介護度Ⅰである者に対して、その状態像から見て使用が想定しにくい下記の福祉用具(※Ⅰ)に係る指定福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は原則算定できません。

また、要介護度Ⅰ、要介護度Ⅱ又は要介護度Ⅲである者に対して、「**自動排泄処理装置**(尿のみを自動的に吸引するものを除く)」に係る指定福祉用具貸与を行った場合も、福祉用具貸与費は原則算定できません。

※Ⅰ 「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト」

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 2/5

貸与：（青本p.548-550、553-558）（厚生省告示別表Ⅱ注4、老企第36号第2の9(2)）

なお、例外として、厚生労働大臣が定める者（利用者告示第31号のイ、以下本事例において「告示」という。）で定める状態像に該当する者において、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目については、算定可能であり、その判断については次のとおりです。

(1)基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断する。

ただし、次表アの(2)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(3)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断する。

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 3/5

貸与：(青本p.548-550、553-558) (厚生省告示別表ⅠⅠ注4、老企第36号第2の9(2))

(2) 次のA～Cに該当する旨が医師の医学的な所見により判断され、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合は、市町村が書面等確実な方法により確認することでその要否を判断できる。

A 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日や時間帯によって頻繁に告示に該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

B 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに告示に該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

C 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示に該当すると判断できる者

(例 喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全等)

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 4/5

表

貸与：(青本p.548-550、553-558) (厚生省告示別表ⅠⅠ注4、老企第36号第2の9(2))

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要しない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他社に伝達できる」以外又は基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」又は基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨の記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分除く)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 以上が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 5/5

貸与：(青本p.548-550、553-558) (厚生省告示別表Ⅱ注4、老企第36号第2の9(2))

(Ⅰ)の給付の算定にあたっては、居宅介護支援事業者から**認定調査表について必要な部分の写し**(※)の内容が確認できる文書入手し、サービス記録と併せて保存しなければなりません。

※実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分。

【誤りの事例】

調査票の写しの内容が確認できる文書又は主治医の意見など必要な情報の提供がなくても算定できると誤解し、請求していた事例がありました。

運営基準に関わる事例

内容及び手続の説明及び同意

(貸与:赤本p.391 基準条例第88号第265条で準用する第9条第1項)

(販売:赤本p.419 基準条例第88号第276条で準用する第9条第1項)

- 指定福祉用具貸与(販売)事業者は、指定福祉用具貸与(販売)の提供の開始に際し、あらかじめ、**利用申込者又はその家族**に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項(**重要事項説明書**)について、文書を**交付**して**説明**を行わなければなりません。また、当該事業所から指定福祉用具貸与(販売)の提供を受けることについて、**利用申込者の同意**を得なければなりません。

※重要事項説明書には、以下の必要な事項を記載する必要があります。

- ① 運営規程の概要
- ② 福祉用具専門相談員の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制
- ⑤ その他利用申込者がサービスを選択するために必要な事項

福祉用具の保管、消毒

(貸与:赤本p.404-405 基準条例第88号第260条第2項)

- 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した**標準作業書**を作成し、これに従い、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに**消毒しなければなりません。**
- また、すでに消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを**区分して保管**しなければなりません。

【誤りの事例】

- ① 標準作業書を作成していない。
- ② 消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していない。

福祉用具の保管又は消毒の委託

(貸与:赤本p.405 基準条例第88号第260条第3項及び第4項)

- 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しなければなりません。

【誤りの事例】

- ① 委託契約書において、業務の実施状況を定期的に確認する旨を規定しているにもかかわらず、確認を全くしていない。
- ② 契約当初は確認していたが、現在は確認していない。

【留意点】

委託契約に則り、受託者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録する必要があります。

掲示及び目録の備え付け

(貸与:赤本p.407 基準条例第88号第261条)

(販売:赤本p.433 基準条例第88号第276条で準用する第261条)

- 指定(特定)福祉用具貸与(販売)事業者は、事業所の見やすい場所に、**運営規程の概要**、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項**を**掲示**、または**自由に閲覧できるように備え付け**なければなりません。

【誤りの事例】

掲示や備え付けのない事例がありました。

【留意点】

以下の必要事項が記載された目録等を備え付けなければなりません。

(貸与) 取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項

(販売) 取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項

秘密保持等①

(貸与:赤本p.407 基準条例第88号第263条で準用する第35条第1項及び第2項)

(販売:赤本p.433 基準条例第88号第276条で準用する第35条第1項及び第2項)

- 指定福祉用具貸与(販売)事業所の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。
- また、指定福祉用具貸与(販売)事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

【誤りの事例】

秘密保持について、取り決めが行われていない事例がありました。

【留意点】

従業者の在職中及び退職後における、利用者及びその家族の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業者間の雇用契約、労働条件通知書、契約書等で取り決めを行う必要があります。

秘密保持等②

(貸与:赤本p.408 基準条例第88号第263条で準用する第35条第3項)

(販売:赤本p.433-434 基準条例第88号第276条で準用する第35条第3項)

- 指定福祉用具貸与(販売)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、**利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を**、あらかじめ文書により得ておかなければなりません。

【誤りの事例】

- ① 個人情報利用の同意書において、**利用者からのみ同意**を得ていた。
- ② 同意書の文言が家族の個人情報の使用について触れておらず、**家族から同意を得ていない**。

【留意点】

家族の個人情報を使用する可能性もあるため、個人情報利用の同意書は、家族から署名を得る様式にしておく必要があります。